

大磯町公共施設等総合管理計画改訂(案) についてのご意見及び  
町の考え方について

番号	頁	意見
1	—	<p>世代交流センターさざんか荘の使用者制限の60歳以上というのをなくして、広く町民（または町外の人）が入浴設備を利用できるようにして欲しい。ターゲットは山歩きをする人たち。大磯にはとてもいい散策路があるのに、手軽に利用できる入浴施設がない。このあたりにも散策路を作って、入浴施設を開放して欲しい。利用料は60歳以上は100円、町内の方は300円、町外の方は600円など、差別化を図れば良いと思う。また、利用者のために、そこに地場産野菜や食材などをおいて、あの場所を、文字通り交流センターにして欲しいです。よろしくおねがいします。</p>
		<b>町の考え方</b>
		<p>公共施設の再編については、今後、生産年齢人口の減少などによる税収の減少や、高齢化による扶助費の増大などにより行政運営が一層厳しさを増す中で、将来世代の負担をこれ以上増やさず適切な行政サービスを提供し続けるため、施設の更新問題等を踏まえ公共施設等の在り方や見直しを進めるものです。世代交流センターさざんか荘については、昭和54年に建設され主に高齢者福祉の向上及び町民の健康増進と、世代間の交流を目的としています。老人福祉施設であるため利用者については、原則として町内に居住する60歳以上の方を対象としています。そのため、施設ごとの取組を示す個別施設計画では、施設の予防・維持保全を図りつつ、世代交流の拡大に向けた有効活用が図れるよう、「民間活力の導入など多角的に捉え検討する。」としておりますので、いただいたご意見を踏まえ進めてまいります。</p>
番号	頁	意見
2	—	<p>城山公園前の野菜直売所をいつも利用させていただいております。毎週、大磯産の採れたて新鮮な野菜を購入することが家族全員の楽しみになっています。野菜のおいしさはもちろんですが、実際に育てていらっしゃる農家さんとの交流の場にもなっており、消費者と生産者を繋ぐ素敵な場所になっているのではないかと思います。作っていらっしゃる農家さんの顔が見えるということは、とても安心ですし、野菜の調理方法など直接農家さんに聞けるので、普段スーパーには並ばないような珍しい野菜を購入する機会にもなっています。また、地元の野菜を買うことで、SDGsにも繋がっていると考えております。それは、最低限の輸送燃料で運搬できることといわゆる規格外と呼ばれる野菜も購入できるため、無駄なく野菜を消費できると思うからです。是非今後もこのような素敵な場が続くことを願っております。</p>
		<b>町の考え方</b>
		<p>公共施設の再編については、今後、生産年齢人口の減少などによる税収の減少や、高齢化による扶助費の増大などにより行政運営が一層厳しさを増す中で、将来世代の負担をこれ以上増やさず適切な行政サービスを提供し続けるため、施設の更新問題等を踏まえ公共施設等の在り方や見直しを進めるものです。農産物直売所は、平成4年に整備され多くの農業従事者が組合を設置し、共同で運営が行われてきました。</p>

		現在では、J A直売所をはじめ農家の庭先や、商店などで地場産の野菜などが販売されるようになっていきます。城山公園前の直売所については、町が維持管理を行う公共施設としては、施設の老朽化を踏まえ今後の更新等を考慮すると、行政サービスとしての設置の必要性は低いと判断し、施設の廃止について直売所を運営する組合と協議を進めています。なお、町内農産物の販売機会の提供については、多くの農業者が利用できるよう大磯港賑わい創出施設をはじめ販路確保に向けて調整を行ってまいります。
番号	頁	意見
3	P7	地方交付税制度の記述が必要では。財政の状況の中で少子高齢化…税収の減少…厳しい財政状況に対応し…と書かれると、町だけで努力せざるを得ないと理解されると思う。適切な表現に変更されたい。
	P8	(2)「その他」について説明が必要。P9の枠なのか。臨時的な増加分を除く理由が不明。
	P14	④公園の現況の中に「明治記念」は含まれるのか。含んでもなお国の指標より少ないのか。
	P26	公有財産の処分と活用について「積極的な売却や貸付」については土地開発公社分も含め、町民意見も活用されたい。
	<b>町の考え方</b>	
	P7	主な歳入の推移を示しているため個別制度の説明は省略します。財政の現況については、今後の歳入の状況を記載しているものでこのままとします。
	P8	その他については、説明を追加します。その他は、9ページの投資的経費の内訳には、含んでいません。臨時的な増加分については、9ページ下段に記載のとおりです。
	P14	④公園施設の現況には、明治記念大磯邸園（町管理エリアのみ）を含んでいます。また、人口一人当たりの公園面積については、総合管理計画の中では「町が維持管理する公園面積のみ」を対象として記載していますが、国の指標では、これに加えて県立公園や都市緑地等を含む「町全体の都市公園面積」を対象としており、正確な比較データとはならないため、記述を削除します。
	P26	公有財産の処分・活用の際に、必要があると判断する場合には町民の皆さんに意見を伺ってまいります。なお、土地開発公社が所有する土地については、町が所有する公有財産ではありません。